

事業主の皆様へ

大学等の既卒者を正規雇用する事業主の皆様を支援します！

新卒枠での
既卒者採用！

3年以内既卒者（新卒扱い） 採用拡大奨励金のご案内

大学等卒業後3年以内の既卒者も新卒枠に応募できる求人をハローワークに申し込み、3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

※3年以内既卒者採用拡大奨励金の活用を希望される場合は、管轄のハローワークに大卒等求人と一般求人の申込みが必要です。既に申し込まれている場合も、求人票内に「既卒者採用拡大奨励金対象求人」の表示が必要です。まずは管轄のハローワークへ連絡し、必要な手続きについて確認してください。

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に100万円を支給

どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか

平成21年3月以降に大学等を卒業し、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない40歳未満の者。

※大学等とは、大学、大学院、短大、高専、専修学校等をいいます。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者に限ります。

奨励金の支給対象となる事業主

大学等卒業後3年以内の既卒者も応募可能な大卒等求人・一般求人を管轄のハローワークに提出し、ハローワーク・新卒応援ハローワークの紹介により既卒者採用拡大奨励金の対象者を正規雇用で雇い入れた事業主。

※「正規雇用」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用すること」を指します。

※平成24年3月31日までに既卒者採用拡大奨励金対象者を正規雇用した場合に支給対象となります。

奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に、100万円を支給

※奨励金の支給は同一事業所に1回（100万円）限りとなります。

（注）新卒応援ハローワークとは、学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。

既卒者採用拡大奨励金の流れ

①管轄のハローワークへ既卒者採用拡大奨励金対象求人を提出
(大学等卒業後3年以内の既卒者も応募可能とする正規雇用の求人)

②ハローワークまたは新卒応援ハローワークから職業紹介
→選考試験の実施→採用

③正規雇用の開始(正規雇用の労働契約締結)

正規雇用開始から
6カ月経過後

④正規雇用開始から6ヶ月経過した日の翌日から1ヶ月以内に
既卒者採用拡大奨励金の支給申請

⑤既卒者採用拡大奨励金(100万円)の支給

奨励金の支給には一定の要件があります。詳細については管轄のハローワークまたは愛知労働局あいち雇用助成室(電話 052-219-5519)へお問い合わせください。

